

厚生労働省発障０２１３第２号
平成２６年２月１３日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
各 一部事務組合の管理者 殿
広域連合の長
開発機関の長

厚生労働事務次官
(公印省略)

地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記については、平成２１年８月２５日厚生労働省発障０８２５第１号厚生労働事務次官通知の別紙「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添の新旧対照表のとおり改正され、平成２６年２月６日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。